

伊福町校舎施設設備使用内規

- 1 この内規は、伊福町校舎の施設・設備の使用について必要な事項を定めるものとする。
- 2 施設・設備の使用は、教育、学術、文化、芸術、宗教等に関する事業であって建学の精神を損なわないものに限って使用を許可する。
- 3 施設・設備の使用は、大学及び附属学校の授業並びに行事に支障のない場合に限り許可するものとする。
- 4 施設・設備を使用しようとする者は、所定の施設・設備使用願により申請し許可を受けなければならない。
- 5 施設・設備の使用料は、別表に定めるところによる。
- 6 施設・設備を使用した者は、使用后ただちにその旨を施設企画管理部（管財）又は生涯学習センターに届け出て設備その他を原状に復さなければならない。
- 7 施設・設備を使用した者が、施設・設備等を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この内規は、平成7年7月1日から施行し、昭和60年10月4日改正の施設・設備料金表は廃止する。

附 則

この内規の改正は、2013年10月9日から施行する。

附 則

この内規の改正は、2016年11月1日から施行する。

附 則

この内規の改正は、2022年4月1日から施行する。